

兵庫県公報

平成28年12月27日 火曜日 第 2862 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示		ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1	1
○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	2	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2	2
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の認可（平成28年近畿地方整備局告示第157号）（道路 街路課）	6	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6	6
○ 道路の区域の変更（同）	6	6
○ 同 上（同）	7	7
公 告		
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	7	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	9	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
選挙管理委員会告示		
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	12	12
教育委員会規則		
○ 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	13	13

公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第13号）
県立西神戸高等特別支援学校の新設に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1090号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	こくまろオッパイ かきまぜられた私	オーピー映画
同	ワレメの誘惑 あそこの具合	新東宝映画

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成29年 5 月 6 日から 平成29年 6 月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成29年 4 月20日から 平成29年 6 月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあい、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上山口Ⅰ (105000093)	西宮市山口町上山口(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中野(2)Ⅰ (105000094)	西宮市山口町中野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
金仙寺Ⅱ (105000096)	西宮市山口町中野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中野(3)Ⅰ (105000097)	西宮市山口町中野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中野(4)Ⅰ (105000098)	西宮市山口町香花園(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

中野Ⅱ (105000099)	西宮市山口町香花園(別図6の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
金仙寺(1)Ⅱ (105000169)	西宮市山口町金仙寺(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
金仙寺(2)Ⅱ (105000170)	西宮市山口町上山口(別図8の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下山口(12)Ⅱ (105000174)	西宮市山口町下山口3丁目(別 図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下山口(14)Ⅱ (105000176)	西宮市山口町下山口3丁目(別 図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
名来(3)Ⅰ (105000179)	西宮市山口町名来(別図11のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
名来(4)Ⅱ (105000180)	西宮市山口町名来(別図12のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
名来(5)Ⅱ (105000181)	西宮市山口町名来(別図13のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下山口(15)Ⅱ (105000182)	西宮市山口町下山口(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下山口(16)Ⅰ (105000183)	西宮市山口町下山口(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下山口(17)Ⅲ (105000184)	西宮市山口町下山口(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下山口(19)Ⅱ (105000186)	西宮市山口町下山口(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
有馬川右支溪(2)Ⅲ (205000040)	西宮市山口町中野(別図18のと おり)	土石流	別図18のとおり
上山口谷(2)Ⅰ (205000042)	西宮市山口町中野(別図19のと おり)	土石流	別図19のとおり
上山口谷(1)Ⅰ (205000043)	西宮市山口町中野(別図20のと おり)	土石流	別図20のとおり

(別図1から別図20までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年1月10日から同月24日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所市民局市民総括室山口支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所 河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成29年1月24日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年3月27日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年12月27日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン潮芦屋（北敷地）

所在地 芦屋市海洋町4-9ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 東京センチュリー株式会社

住所 東京都千代田区神田練堀町3番地

代表者の氏名 浅田 俊一

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

ア 変更前

東京センチュリーリース株式会社

イ 変更後

東京センチュリー株式会社

4 変更年月日

平成28年10月1日

5 届出年月日

平成28年12月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年12月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年4月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、